

(別紙) 平成 13 年 7 月 5 日付課法 3-57 ほか 11 課共同「法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について」(法令解釈通達)のうち、次表の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改正する。

(注) 下線を付した部分が改正部分である。

改正後	改正前
(197 連結納税の承認の申請書 (初葉))	
<b>連結納税の承認の申請書 (初葉)</b>	
※整理番号 <input type="text"/>	
※連結グループ整理番号 <input type="text"/>	
親	
税務署受付印	
令和 年 月 日	
3通提出 (添付書類含む)	
税務署長經由	
国税庁長官 殿	
連結予定法人 (申請法人)	
連結親法人となる法人	
納税地	〒 <input type="text"/>
(フリガナ)	電話 ( <input type="text"/> ) - <input type="text"/>
法人名	<input type="text"/>
法人番号	<input type="text"/>
(フリガナ)	<input type="text"/>
代表者氏名	<input type="text"/> ㊟
事業種目	<input type="text"/> 業
資本金又は出資金の額	<input type="text"/> 円
主要株主等の状況	付表 1 (連結親法人となる法人の主要株主等の状況) のとおり
連結子法人となる法人	申請書(次葉)のとおり(子法人数 <input type="text"/> 法人)
自 令和 年 月 日 事業年度を 至 令和 年 月 日 法人税法第 4 条の 2 の規定に基づき、連結親法人となる法人の 最初の連結事業年度とし、当該法人を納税義務者として、法人税を納めることの承認を受けたいので、同法 第 4 条の 3 第 1 項の規定により申請します。	
※ 承認を受けようとする事業年度 (自) が令和 4 年 4 月 1 日以降の場合には、所得税法等の一部を改正する法律 (令和 2 年法律第 8 号) 附則第 15 条第 1 項の規定により、通算承認の申請として取り扱われます。	
1 連結親法人となる法人が、法人税法第 4 条の 5 第 1 項の規定により承認の取消しの処分又は同条第 3 項の取りやめの承認を受けたことがある法人である場合には、当該取消しの処分の日又は当該承認を受けた日 平成・令和 年 月 日	
2 上記 1 の処分の日等における法人名及び納税地(本店又は主たる事務所の所在地を含む。) 法人名 <input type="text"/> 納税地 <input type="text"/>	
3 連結親法人となる法人の帳簿組織の状況	
帳名簿書類の称	<input type="checkbox"/> 仕訳帳 <input type="checkbox"/> 現金出納帳 <input type="checkbox"/> 売上帳 <input type="checkbox"/> 仕入帳 <input type="checkbox"/> 総勘定元帳
	<input type="checkbox"/> 売掛金元帳 <input type="checkbox"/> 買掛金元帳 <input type="checkbox"/> 棚卸表 <input type="checkbox"/> 貸借対照表 <input type="checkbox"/> 損益計算書
	<input type="checkbox"/> 売上伝票 <input type="checkbox"/> 仕入伝票 <input type="checkbox"/> 振替伝票 <input type="checkbox"/> 見積書 <input type="checkbox"/> 注文書
	<input type="checkbox"/> 契約書 <input type="checkbox"/> 納品書 <input type="checkbox"/> 請求書 <input type="checkbox"/> 領収書 <input type="checkbox"/> ( )
帳票形態	記帳時期 <input type="text"/>
4 設立事業年度等の承認申請特例の適用を受ける旨の記載事項 次の規定の適用を受ける場合には、□にレ印を付すとともに、該当する事項を記載してください。 <input type="checkbox"/> 法人税法第 4 条の 3 第 6 項(連結親法人となる法人の設立事業年度等が連結申請特例年度である場合の申請期限)の規定の適用を受けたいので、その旨を記載した本書類を提出します。 連結親法人となる法人の設立の日 令和 年 月 日	
5 添付書類 1 出資関係図 2 グループ一覧	
税理士署名押印 <input type="text"/> ㊟	
※税務署 部 決算 業種 番号 入 備考 通信 年月日 確認 処理欄 門 期 番号 号 力 考 日付印 月 日 印	
02.09 改正	

改正前	
(197 連結納税の承認の申請書 (初葉))	
<b>連結納税の承認の申請書 (初葉)</b>	
※整理番号 <input type="text"/>	
※連結グループ整理番号 <input type="text"/>	
親	
税務署受付印	
令和 年 月 日	
3通提出 (添付書類含む)	
税務署長經由	
国税庁長官 殿	
連結予定法人 (申請法人)	
連結親法人となる法人	
納税地	〒 <input type="text"/>
(フリガナ)	電話 ( <input type="text"/> ) - <input type="text"/>
法人名	<input type="text"/>
法人番号	<input type="text"/>
(フリガナ)	<input type="text"/>
代表者氏名	<input type="text"/> ㊟
事業種目	<input type="text"/> 業
資本金又は出資金の額	<input type="text"/> 円
主要株主等の状況	付表 1 (連結親法人となる法人の主要株主等の状況) のとおり
連結子法人となる法人	申請書(次葉)のとおり(子法人数 <input type="text"/> 法人)
自 令和 年 月 日 事業年度を 至 令和 年 月 日 法人税法第 4 条の 2 の規定に基づき、連結親法人となる法人の 最初の連結事業年度とし、当該法人を納税義務者として、法人税を納めることの承認を受けたいので、同法 第 4 条の 3 第 1 項の規定により申請します。	
1 連結親法人となる法人が、法人税法第 4 条の 5 第 1 項の規定により承認の取消しの処分又は同条第 3 項の取りやめの承認を受けたことがある法人である場合には、当該取消しの処分の日又は当該承認を受けた日 平成・令和 年 月 日	
2 上記 1 の処分の日等における法人名及び納税地(本店又は主たる事務所の所在地を含む。) 法人名 <input type="text"/> 納税地 <input type="text"/>	
3 連結親法人となる法人の帳簿組織の状況	
帳名簿書類の称	<input type="checkbox"/> 仕訳帳 <input type="checkbox"/> 現金出納帳 <input type="checkbox"/> 売上帳 <input type="checkbox"/> 仕入帳 <input type="checkbox"/> 総勘定元帳
	<input type="checkbox"/> 売掛金元帳 <input type="checkbox"/> 買掛金元帳 <input type="checkbox"/> 棚卸表 <input type="checkbox"/> 貸借対照表 <input type="checkbox"/> 損益計算書
	<input type="checkbox"/> 売上伝票 <input type="checkbox"/> 仕入伝票 <input type="checkbox"/> 振替伝票 <input type="checkbox"/> 見積書 <input type="checkbox"/> 注文書
	<input type="checkbox"/> 契約書 <input type="checkbox"/> 納品書 <input type="checkbox"/> 請求書 <input type="checkbox"/> 領収書 <input type="checkbox"/> ( )
帳票形態	記帳時期 <input type="text"/>
4 設立事業年度等の承認申請特例の適用を受ける旨の記載事項 次の規定の適用を受ける場合には、□にレ印を付すとともに、該当する事項を記載してください。 <input type="checkbox"/> 法人税法第 4 条の 3 第 6 項(連結親法人となる法人の設立事業年度等が連結申請特例年度である場合の申請期限)の規定の適用を受けたいので、その旨を記載した本書類を提出します。 連結親法人となる法人の設立の日 平成・令和 年 月 日	
5 添付書類 1 出資関係図 2 グループ一覧	
税理士署名押印 <input type="text"/> ㊟	
※税務署 部 決算 業種 番号 入 備考 通信 年月日 確認 処理欄 門 期 番号 号 力 考 日付印 月 日 印	
02.06 改正	

改 正 後

(197 連結納税の承認の申請書 (初葉))

「連結納税の承認の申請書」の記載要領(1)

この申請書(初葉及び次葉)は、法人税法第4条の3の規定に基づく連結納税の承認の申請(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)(以下「令和2年改正法」といいます。))附則第15条第1項の規定により、令和2年改正法による改正後の法人税法第64条の9第2項の通算承認の申請とみなされるものを含みます。)を行う場合に使用してください。
なお、連結納税の承認を受けた場合、令和4年4月1日以後最初に開始する事業年度開始の日において令和2年改正法附則第29条第1項の規定により、同日以後の事業年度はグループ通算制度が適用されます。

1 提出期限等

(1) 原則(法人税法第4条の3第1項)

この申請書は、連結納税を適用しようとする事業年度開始の日の3月前の日までに、当該連結親法人(通算承認を受けようとする場合には、通算親法人。以下同じです。 )となる法人の納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に3通提出してください。

なお、連結親法人となる法人は申請書(初葉)を、当該申請書提出日における連結子法人(通算承認を受けようとする場合には、通算子法人。以下同じです。 )となる法人は申請書(次葉)を使用し、これらの法人の全ての連名で提出してください。

(注) 下記の設立事業年度等の承認申請特例の適用を受ける場合(連結納税を適用しようとする事業年度開始の時より前に申請書を提出する場合を除く。 )には、連結納税を適用しようとする事業年度開始の時かつ申請時において連結親法人となる法人による完全支配関係がある全ての連結子法人となる法人を記載してください。この場合、当該事業年度開始の時後、連結子法人となる法人が連結親法人となる法人との間に当該連結親法人となる法人による完全支配関係を有することとなったときには「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類」を申請書を提出した日以後遅滞なく提出する必要があります。

(2) 設立事業年度等の承認申請特例(法人税法第4条の3第6項)

連結納税を適用しようとする事業年度が次の事業年度(連結申請特例年度)に該当するときには、次に掲げる日までに提出することができます。

この場合、申請書(初葉)の「4 設立事業年度等の承認申請特例の適用を受ける旨の記載事項」欄に所要の事項を記載してください。

イ 連結親法人の設立事業年度.....設立事業年度開始の日から1月を経過する日と設立事業年度終了の日から2月前の日とのいずれか早い日

ロ 連結親法人の設立事業年度の翌事業年度.....設立事業年度終了の日と翌事業年度終了の日から2月前の日とのいずれか早い日

(3) 通算承認の申請(連結納税の承認の申請に関する経過措置(令和2年改正法附則第15条第1項))

令和4年4月1日前にされた上記(1)の申請で、同日までに連結納税の承認(法人税法第4条の2)又は却下(法人税法第4条の3第2項)の処分がされていないものは、通算承認の申請とみなされます。

(注) 連結親法人となる内国法人の連結申請特例年度が令和4年4月1日前に開始した事業年度である場合におけるその内国法人及び他の内国法人(時価評価法人及び関連法人を除きます。 )、他の内国法人の連結親法人との間に完全支配関係を有することとなった日(加入時期の特例の適用を受ける場合には、同日の属する月次決算期間の末日の翌日)が同月1日前に開始した連結親法人事業年度の期間内の日である場合における当該他の内国法人並びに他の内国法人(時価評価法人及び関連法人を除きます。 )の親法人との間に完全支配関係を有することとなった日(加入時期の特例の適用を受ける場合には、同日の属する月次決算期間の末日の翌日)が同月1日前に開始した連結申請特例年度の期間内の日である場合における当該他の内国法人に対する連結納税の承認については、上記(3)にかかわらず、それぞれ従来どおり適用されます(令和2年改正法附則第15条第2項)

2 添付書類

申請書の提出に当たっては、次の書類を各3通添付してください。

(1) 出資関係図(連結子法人となる法人に対する持株割合を記載した出資関係図)

(2) グループ一覧(連結親法人となる法人及び全ての連結子法人となる法人等を記載した一覧表)

(注)申請書(次葉)の裏面の記載要領(2)の「5 添付書類の作成例」を参考にしてください。

3 各欄の記載要領

(1) 連結親法人となる法人の法人名等は、申請書(初葉)に記載し、連結子法人となる法人の法人名等は当該連結子法人となる法人ごとに申請書(次葉)に記載してください。

(2) 申請書(初葉)の「主要株主等の状況」欄は、必要事項を「付表1(連結親法人となる法人の主要株主等の状況)」に記載して申請書(初葉)に添付し、申請書(次葉)の「発行済株式等の状況」欄は、必要事項を「付表2(発行済株式等の状況)」に記載して申請書(次葉)に添付してください。

(3) 「3 連結親法人となる法人の帳簿組織の状況」欄及び「9 連結子法人となる法人の帳簿組織の状況」欄には、備付け・保存している帳簿書類が該当する口にレ印を付してください。

また、仕訳帳、総勘定元帳などの主な帳票について、「帳票形態」欄には「帳簿記帳」、「伝票会計利用」、「コンピュータ利用」のように記載し、「記帳時期」欄には「毎日」、「1週間ごと」、「10日ごと」のように記載してください。

(4) 「5 添付書類」欄は、この申請書に添付した書類の番号を○で囲んでください。

(5) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

改 正 前

(197 連結納税の承認の申請書 (初葉))

「連結納税の承認の申請書」の記載要領(1)

この申請書(初葉及び次葉)は、法人税法第4条の3の規定に基づく連結納税の承認の申請を行う場合に使用してください。

1 提出期限等

(1) 原則(法人税法第4条の3第1項)

この申請書は、連結納税を適用しようとする事業年度開始の日の3月前の日までに、当該連結親法人となる法人の納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に3通提出してください。

なお、連結親法人となる法人は申請書(初葉)を、当該申請書提出日における連結子法人となる法人は申請書(次葉)を使用し、これらの法人の全ての連名で提出してください。

(注) 下記の設立事業年度等の承認申請特例の適用を受ける場合(連結納税を適用しようとする事業年度開始の時より前に申請書を提出する場合を除く。 )には、連結納税を適用しようとする事業年度開始の時かつ申請時において連結親法人となる法人による完全支配関係がある全ての連結子法人となる法人を記載してください。この場合、当該事業年度開始の時後、連結子法人となる法人が連結親法人となる法人との間に当該連結親法人となる法人による完全支配関係を有することとなったときには「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類」を申請書を提出した日以後遅滞なく提出する必要があります。

(2) 設立事業年度等の承認申請特例(法人税法第4条の3第6項)

連結納税を適用しようとする事業年度が次の事業年度に該当するときには、次に掲げる日までに提出することができます。

この場合、申請書(初葉)の「4 設立事業年度等の承認申請特例の適用を受ける旨の記載事項」欄に所要の事項を記載してください。

イ 連結親法人の設立事業年度.....設立事業年度開始の日から1月を経過する日と設立事業年度終了の日から2月前の日とのいずれか早い日

ロ 連結親法人の設立事業年度の翌事業年度.....設立事業年度終了の日と翌事業年度終了の日から2月前の日とのいずれか早い日

2 添付書類

申請書の提出に当たっては、次の書類を各3通添付してください。

(1) 出資関係図(連結子法人となる法人に対する持株割合を記載した出資関係図)

(2) グループ一覧(連結親法人となる法人及び全ての連結子法人となる法人等を記載した一覧表)

(注)申請書(次葉)の裏面の記載要領(2)の「5 添付書類の作成例」を参考にしてください。

3 各欄の記載要領

(1) 連結親法人となる法人の法人名等は、申請書(初葉)に記載し、連結子法人となる法人の法人名等は当該連結子法人となる法人ごとに申請書(次葉)に記載してください。

(2) 申請書(初葉)の「主要株主等の状況」欄は、必要事項を「付表1(連結親法人となる法人の主要株主等の状況)」に記載して申請書(初葉)に添付し、申請書(次葉)の「発行済株式等の状況」欄は、必要事項を「付表2(発行済株式等の状況)」に記載して申請書(次葉)に添付してください。

(3) 「3 連結親法人となる法人の帳簿組織の状況」欄及び「9 連結子法人となる法人の帳簿組織の状況」欄には、備付け・保存している帳簿書類が該当する口にレ印を付してください。

また、仕訳帳、総勘定元帳などの主な帳票について、「帳票形態」欄には「帳簿記帳」、「伝票会計利用」、「コンピュータ利用」のように記載し、「記帳時期」欄には「毎日」、「1週間ごと」、「10日ごと」のように記載してください。

(4) 「5 添付書類」欄は、この申請書に添付した書類の番号を○で囲んでください。

(5) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

(6) 「※」欄は、記載しないでください。

4 留意事項

次の事項に該当する場合には申請が却下されることがありますので留意してください。

(1) 連結予定法人(連結親法人となる法人及び連結子法人となる法人)のいずれかがその申請を行っていないこと。

(2) 申請法人に連結予定法人以外の法人が含まれていること。

(3) 連結所得金額又は連結欠損金額及び法人税の額の計算が適正に行われ難いと認められること。

(4) 連結事業年度において、帳簿書類の備付け、記録又は保存が法人税法第4条の4第1項の規定に従って適正に行われることが見込まれないこと。

(5) 法人税法第4条の5第1項の規定により承認の取消し又は同条第3項の取りやめの承認を受けた日以後5年以内に申請書を提出していること。

(6) 法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められること。

改 正 後

(197 連結納税の承認の申請書 (初葉) )

(6) 「※」欄は、記載しないでください。

4 留意事項

次の事項に該当する場合には申請が却下されることがありますので留意してください。

- (1) 連結予定法人 (連結親法人となる法人及び連結子法人となる法人) 又は通算予定法人 (通算親法人となる法人及び通算子法人となる法人) のいずれかがその申請を行っていないこと。
- (2) 申請法人に連結予定法人又は通算予定法人以外の法人が含まれていること。
- (3) 連結所得金額若しくは連結欠損金額又は所得金額若しくは欠損金額及び法人税の額の計算が適正に行われ難いと認められること。
- (4) 連結事業年度又はグループ通算制度の適用を受けようとする事業年度において、帳簿書類の備付け、記録又は保存が法人税法第4条の4第1項若しくは法人税法第126条第1項又は電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第4条各項、第5条各項若しくは第10条のいずれかに規定する財務省令で定めるところに従って行われることが見込まれないこと。
- (5) 法人税法第4条の5第1項の規定により承認の取消し又は同条第3項の取りやめの承認を受けた日以後5年以内に申請書を提出していること。
- (6) 備え付ける帳簿書類に取引の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装して記載し、又は記録していることその他不実の記載又は記録があると認められる相当の理由があること (通算承認の申請とみなされる場合のみ)。
- (7) 法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められること。

改 正 前

(197 連結納税の承認の申請書 (初葉) )

改 正 後

(199 付表 1 (連結親法人となる法人の主要株主等の状況))

「付表 1 (連結親法人となる法人の主要株主等の状況)」の記載要領

この付表 1 (連結親法人となる法人の主要株主等の状況) は連結親法人 (通算承認を受けようとする場合には、通算親法人。以下同じです。) となる法人の法人税法施行規則第 8 条の 3 の 3 第 1 項第 3 号に規定する申請時における主要な株主等の氏名等及び保有株式数等の事項を記載する場合に使用してください。

なお、「連結親法人となる法人の主要株主等の株式数等」欄は、発行済株式の総数又は出資の総額に対する保有株式数又は出資金額の多い上位 10 株主等に係る氏名等を記載してください。

(注) この付表 1 は、「連結納税の承認の申請書 (初葉)」に添付してください。

改 正 前

(199 付表 1 (連結親法人となる法人の主要株主等の状況))

「付表 1 (連結親法人となる法人の主要株主等の状況)」の記載要領

この付表 1 (連結親法人となる法人の主要株主等の状況) は法人税法施行規則第 8 条の 3 の 3 第 1 項第 3 号に規定する連結親法人となる法人の申請時における主要な株主等の氏名等及び保有株式数等の事項を記載する場合に使用してください。

なお、「連結親法人となる法人の主要株主等の株式数等」欄は、発行済株式の総数又は出資の総額に対する保有株式数又は出資金額の多い上位 10 株主等に係る氏名等を記載してください。

(注) この付表 1 は、「連結納税の承認の申請書 (初葉)」に添付してください。

改 正 後

(200 付表 2 (発行済株式等の状況))

「付表 2 (発行済株式等の状況)」の記載要領

- 1 この付表 2 (発行済株式等の状況) は、連結子法人 (通算承認を受けようとする場合には、通算子法人。以下同じです。) となる法人について次に掲げる区分により発行済株式の総数、自己の株式数、従業員持株会が有する株式数等の事項を記載する場合に使用してください。
  - (1) 法人税法施行規則第 8 条の 3 の 3 第 1 項第 4 号に規定する連結子法人となる法人の申請時における発行済株式の総数等を記載し、「連結納税の承認の申請書 (次葉)」又は「連結納税の承認の申請書を提出した旨の届出書」に添付してください。
  - (2) 同条第 3 項第 3 号に規定する完全支配関係を有することとなった日における連結子法人となる法人の発行済株式の総数等を記載し、「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類」に添付してください。
- 2 各欄の記載要領
  - (1) 「4 従業員持株会が有する株式数」欄は、法人税法施行令第 14 条の 6 第 2 項により読み替えられた第 4 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する株式数を記載してください。
  - (2) 「5 法人の役員又は使用人が、ストックオプションによって取得した連結子法人となる法人の株式を有する場合の当該株式数」欄は、法人税法施行令第 14 条の 6 第 2 項により読み替えられた第 4 条の 2 第 2 項第 2 号に規定する株式数を記載してください。
  - (3) 「10 区分」欄は、連結子法人となる法人の株式又は出資を保有する法人が連結親法人 (通算承認を受けようとする場合には、通算親法人) となる法人又は連結子法人となる法人のいずれに該当するかにより「親法人」又は「子法人」と記載してください。
  - (4) 「13 出資関係図における一連番号」欄は、「連結納税の承認の申請書」又は「連結納税の承認の申請書を提出した旨の届出書」の添付書類「出資関係図」に付した一連番号を記載してください。

改 正 前

(200 付表 2 (発行済株式等の状況))

「付表 2 (発行済株式等の状況)」の記載要領

- 1 この付表 2 (発行済株式等の状況) は、次に掲げる区分により連結子法人となる法人の発行済株式の総数、自己の株式数、従業員持株会が有する株式数等の事項を記載する場合に使用してください。
  - (1) 法人税法施行規則第 8 条の 3 の 3 第 1 項第 4 号に規定する当該連結子法人となる法人の申請時における発行済株式の総数等を記載し、「連結納税の承認の申請書 (次葉)」又は「連結納税の承認の申請書を提出した旨の届出書」に添付してください。
  - (2) 同条第 3 項第 2 号に規定する完全支配関係を有することとなった日における当該連結子法人となる法人の発行済株式の総数等を記載し、「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類」に添付してください。
- 2 各欄の記載要領
  - (1) 「4 従業員持株会が有する株式数」欄は、法人税法施行令第 14 条の 6 第 2 項により読み替えられた第 4 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する株式数を記載してください。
  - (2) 「5 法人の役員又は使用人が、ストックオプションによって取得した連結子法人となる法人の株式を有する場合の当該株式数」欄は、法人税法施行令第 14 条の 6 第 2 項により読み替えられた第 4 条の 2 第 2 項第 2 号に規定する株式数を記載してください。
  - (3) 「10 区分」欄は、連結子法人となる法人の株式又は出資を保有する法人が連結親法人となる法人又は連結子法人となる法人のいずれに該当するかにより「親法人」又は「子法人」と記載してください。
  - (4) 「13 出資関係図における一連番号」欄は、「連結納税の承認の申請書」又は「連結納税の承認の申請書を提出した旨の届出書」の添付書類「出資関係図」に付した一連番号を記載してください。

(210 グループ通算制度へ移行しない旨の届出書)

(210 グループ通算制度へ移行しない旨の届出書)

グループ通算制度へ移行しない旨の届出書

※ 整理番号	
※ 連結グループ整理番号	

令和 年 月 日  税務署長殿	提出法人 (連結親法人)	納税地	〒
		(フリガナ)	電話( ) -
		法人名	
		法人番号	
	(フリガナ)		
	代表者氏名		㊟

令和4年4月1日以後最初に開始する事業年度以降、グループ通算制度へ移行しないので、所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）附則第29条第2項の規定により届け出ます。

※ この届出書の提出によりグループ通算制度へ移行しない連結親法人又は連結子法人で最終の連結事業年度終了の日の翌日から同日以後5年を経過する日の属する事業年度終了の日までの期間を経過していないものは、所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）（以下「令和2年改正法」といいます。）附則第29条第3項の規定により、令和2年改正法による改正後の法人税法第64条の9第1項第3号に掲げる法人とみなされ、その期間は通算親法人又は通算子法人になることができません。

【その他参考事項】

税理士署名押印 ㊟

※税務署 処理欄	部 門	決算 期	業種 番号	番 号	入 力	備 考	通 信 日付印	年 月 日	確認 印
-------------	--------	---------	----------	--------	--------	--------	------------	-------	---------

- (注意事項)
- この届出書は、連結法人が令和4年4月1日以後最初に開始する事業年度からグループ通算制度へ移行しない場合に使用してください。
  - 提出期限等については以下のとおりです。
    - ◇ 提出法人：連結親法人
    - ◇ 提出期限：当該連結親法人の令和4年4月1日以後最初に開始する事業年度開始の日の前日
    - ◇ 提出先：当該連結親法人の納税地の所轄税務署長
    - ◇ 提出部数：1通（調査課所管法人については2通）
  - 「その他参考事項」欄には参考となる事項を記載してください。
  - 「税理士署名押印」欄には、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
  - 「※税務署処理欄」は記載しないでください。

（規格 A 4）

(新 設)